

マイカー・通勤と労災保険

私は、マイカーにて通勤しています。ある日通勤途上で、渋滞があるので迂回して出勤しようとしましたが、不慣れでした

れ、自動車保険の使用はできませんでした。病院で「通勤中の事故のため、労災保険で治療ですね」と言わましたが、会社に届けてある経路ではないところでの交通事故です。労災として認定されるのでしょうか？

質問に答えます

おし
ま
す

このときハンドルで胸を強打して、肋骨骨折をしてしまいました。停車中の車への追突ですので「ご自身の全面過失」と言わ

答 大変でしたね。道路を迂回して遅刻をしないように考えていたのに、車の修理や相手への謝罪、ご自身も痛い思いをして、なおかつ治療費も自腹なのかと考えてしまいます。

労災保険では、こういった場合には、この迂回して会社に向かおうとした行為が「合理的な経路」に該当するかで判断します。

* * * * *
合 前段での説明済み
1、従業員がマイカーに該当するかで判断します。

このように、使用者に課せられる責任が発生しますので、管理規定等社内ルールを定めておくべきだと思います。

び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」と規定されています。
この「合理的な経路」とは、マイカー通勤経路途中の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路は合理的な経路になります。

一般的に、「通勤は、労働者に経路等の選択がゆだねられており、事業主の管理下ではないので使用者の責任はない」との意見が一般的ですが、中には裁判で「従業員がマイカー通勤の途上で起こした交通事故につき会社に使用者責任を認められた事例（福岡地裁一〇・八・五）」などがあります。

（労災保険は通災適用）
4、社有車を盗んだ者が事故を起こした場合
車両所有者（会社）は社有車を盗まれても直ちに所有権が消滅することはありませんので、企業は責任を負うことになります。ただし、その社有車の管理状況（キーの管理、ロック状況、駐車状況）により抗弁することになると思います。

社有車の所有者は会社ですので、運行供用者責任を負うことになります。
(労災保険は通災適用)
3、従業員のマイカーを借りあげ業務に使用し、事故を起こした場合
マイカー利用で会社は運行利益を認めることができますので運行供用者責任が認められます。